

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第42回

契約実務

（受注先から値上げ要請があった場合の対応）

Q 当社は、発注者として、受注先と取引基本契約を締結して、当社が指定した仕様に合わせた製品を受注先に製造・納品してもらっています。この度、受注先から「最近の原油価格や原材料費の高騰を受け、これまで通りの価格で製品を納品することができなくなりました。納品価格を引き上げさせてほしい」と言われました。受注先には契約で決めた価格があり、当社に利益を失うことにもなるので、断ってよいでしょうか。

A 原油価格の高騰で原材料費や燃料費、電気料金などが大幅に上昇している状況です。受注先から値上げ要請があった場合、受注先が契約で決めた価格を維持し、当社の利益を失うことにもなるので、断ってよいでしょう。

買いたたきの禁止とは？

「下請法4条1項5号は「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」を禁止しています。いわゆる「買いたたき」の禁止です。公正取引委員会は、下請法上の「買いたたき」の解釈を明確にするために、令和4年1月26日に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長連発第18号）を改正し、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の反映」を重視して、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。

買いたたきとは、買いたたきに関する規定に違反するおそれがあります。本稿の内容を確認し、たうえ、慎重に判断してください。